

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年12月28日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	大	野	義信
同	露	原	行隆

記

1 定期監査

公益財団法人八尾市文化振興事業団、公益財団法人八尾体育振興会、
公益財団法人八尾市文化財調査研究会

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 重松恵美子様
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 大野義信
同 露原行隆

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成28年8月1日から平成28年11月28日まで

2 監査の対象団体

公益財団法人八尾市文化振興事業団、公益財団法人八尾体育振興会、
公益財団法人八尾市文化財調査研究会

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 出納事務等

監査の範囲 原則平成27年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの出捐金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【公益財団法人八尾市文化振興事業団】（八尾市生涯学習センターに係る会計）

本法人は、心豊かでいきいきとした市民生活と八尾地域独自の創造的で魅力あふれる地域社会の実現に寄与する目的で昭和63年に設立され、平成23年4月には公益財団法人に移行した。設立後、地域の芸術文化の振興及び生涯学習の推進・活動支援等に係る事業を行うとともに、平成18年4月以降は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として両施設の管理運営を行っている。

平成27年度は、延べ29,923人が受講した各種講座をはじめ、幼稚園やコミセン等での出前講座、ウェルネスかがやき事業、フェスタかがやき2016等の事業を実施した。

生涯学習の推進・活動支援や生涯学習センターの管理運営に係る平成27年度決算は、経常収益が2億228万5,519円で、主なものは指定管理料収益が1億2,951万1,896円、生涯学習事業収益が3,027万5,224円、生涯学習センター施設利用料収益が2,472万1,300円、生涯学習自主事業収益が1,762万2,869円であった。一方、経常費用は2億553万6,116円で、主なものは生涯学習講座事業費が1億9,420万6,550円、生涯学習自主講座事業費が1,132万9,566円で、当期経常増減額は△325万597円となり、同額が八尾市文化会館に係る会計から振り替えられている。

今後とも、市民の生涯学習を推進し、市民の教養、文化の発展と健康で生きがいある市民生活の向上に努められたい。

【公益財団法人八尾体育振興会】

本法人は、各種スポーツ事業を行うことにより市民の健康保持増進と体位の向上を図ることを目的として昭和48年1月に設立され、平成23年4月に公益財団法人に移行した。

昭和49年に完工した八尾体育会館を拠点(平成9年に総合体育館へ移転)として、各種スポーツ教室や貸館事業を行い、昭和58年以降は市内の社会体育施設と青少年教育施設の管理運営を行ってきた。平成18年4月以降は、総合体育館他6施設と屋内プールの指定管理者として指定され、現在は株式会社オーエンスとともに、八尾体育振興会グループとして総合体育館他7施設、屋内プール、南木の本防災体育館及び防災公園の指定管理者として管理運営を行っている。

平成27年度の総合体育館他全指定管理施設の利用者は延べ85万9,680人で、各施設で利用者の増減はあったが、全体では前年度と比べ4万7,236人(5.8%)増加した。

平成27年度決算については経常収益計が2億3,002万4,824円で、主なものは体育施設利用料収益が1億143万4,100円、体育施設指定管理料収益が9,903万473円、スポーツ教室事業収益が1,793万3,000円であった。一方、経常費用計は2億2,409万1,449円で、主なものは人件費が8,392万8,972円、光熱水費が6,255万4,107円、委託料が3,606万3,615円で、当期経常増減額は593万3,375円であった。

今後とも、施設の効率的・効果的な管理運営を行うとともに、市民のスポーツ振興向上のため、体育施設等を安全で快適に利用できるよう努められたい。

1 臨時的任用職員の賃金について

臨時的任用職員の賃金については、公益財団法人八尾体育振興会臨時的任用職員の雇用に関する規程において日額で定められているが、時給での雇用が見受けられることから、適正な事務処理を行われたい。

2 契約事務について

業務委託契約において、契約書の契約金額が誤っているもの、契約書の契約日や見積書の提出日が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

3 文書事務について

(1) 伺書において、公益財団法人八尾体育振興会事務分掌規程に定められた決裁を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

(2) 伺書の廃棄年月が誤っているものや、修正テープを使用して決裁日が修正されているものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

4 支出事務について

支出命令書に添付されている請求書の請求日が漏れているもの、支出負担行為伺書の決裁日が漏れているもの、支出伝票の決裁が漏れているものが多数見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

【公益財団法人八尾市文化財調査研究会】

公益財団法人八尾市文化財調査研究会は、文化財の調査、研究及び保存とその活用の推進を図ることにより、市民の文化財保護に関する理解を深め、もって市民文化の発展に寄与することを目的に、本市が中心となって基本財産を出資し、昭和57年7月に「財団法人八尾市文化財調査研究会」を設立、平成24年4月に公益財団法人に移行した。

設立以来、市内に散在する文化財の収集、調査・保存及び活用に努めており、これらの成果を公開している。また、平成18年4月より八尾市立埋蔵文化財調査センター、八尾市立歴史民俗資料館について、指定管理者制度による管理運営業務を受託している。

平成27年度は埋蔵文化財調査事業として26件の発掘調査、133件の遺構確認調査等、以前の発掘調査の遺物整理及び報告書作成を行っている。文化財活用事業においては、埋蔵文化財関係講演会や各講座及び体験学習の開催、関連資料収集・提供などを行い、八尾市立歴史民俗資料館の管理運営事業においては、大坂夏の陣にゆかりのある常光寺の本尊である地蔵菩薩立像の展示を行うなど、同じく指定管理を受託している八尾市埋蔵文化財調査センターの管理運営事業を含めて、八尾の魅力を発信する活動を行うとともに、出前授業など学校教育との連携も行っている。

平成27年度の決算については経常収益計が、1億8,026万2,556円で、主なものは埋蔵文化財調査事業収益が7,027万1,000円、歴史民俗資料館管理運営事業収益が5,721万9,480円であった。一方、経常費用計は、1億7,977万3,751円で、主なものは人件費が1億3,411万3,210円、委託費が970万2,334円で当期経常増減額は、48万8,805円であった。

今後とも、文化財の収集、調査、研究及び保存を行うとともに、文化財の保護並びに文化財に対する理解、認識を深め、市民文化の向上のために一層の事業運営を行うことを望むものである。

1 指定管理に係る業務について

八尾市立埋蔵文化財調査センターの管理運営業務の部分委託協議の申し出者において、基本協定締結者である公益財団法人八尾市文化財調査研究会理事長より提出すべきところ、八尾市立埋蔵文化財調査センター長名で行われているので、適正な事務処理を行われたい。

2 契約事務について

業務委託契約締結のための伺書に添付された見積書において、日付の記載のないものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。